



® 平成 30 年 12 月 18 日 (火)
No. 14837 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆欧州・ドイツにおける特許権行使のトレンド (1)

欧州・ドイツにおける特許権行使のトレンド

ホフマンアイトレ特許法律事務所

ドイツ弁護士 眞峯 伸哉

1. 欧州統一特許裁判所の行方

欧州統一特許裁判所(以下、「UPC」という。)がスタートするためには、欧州連合(以下、「EU」という。)加盟国のうち、ドイツ、イギリス、フランスを含む13カ国がUPC協定を批准することが必要である(同協定89条1項)。2018年11月下旬現在、16カ国が既に批准手続を終えているが、ドイツにおける批准手続が滞っており、また、英国のEU離脱が

2019年3月に迫っているため、UPCの先行きが依然として不透明である。

1.1 ドイツにおける批准手続

ドイツのUPC協定の承認法案は、連邦議会と連邦参議院を2017年3月に通過していたが、2018年4月にはかかる承認法案に対する憲法異議が連邦憲法裁判所に申立てられたため(以下、「本件」という。)、ドイツの連邦大統領は批准手続を



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 村井 康司
弁理士 加藤 秀忠
弁理士 山下 託嗣
弁理士 元山 雅史
弁理士 堀川 かおり
弁理士 渡辺 尚
シニアカウンセラー 弁理士 小野 由己男※

弁理士 山根 政美
弁理士 合路 裕介※
弁理士 松山 習
弁理士 小野 健太郎
弁理士 吉田 新吾
弁理士 三崎 正輝※
弁理士 古賀 稔久
弁理士 夫 世進
弁理士 原田 泉
弁理士 石川 貴之

弁理士 西本 昌悟
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 田嶋 亮介※
弁理士 宮垣 文晴
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 黒川 惇
弁理士 上田 雅子
弁理士 水谷 靖
弁理士 川分 康博
弁理士 大西 一郎

韓国弁理士、日本弁理士 朴 沼泳
中国弁理士 吳 芳 鄭 徳虎

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン※

※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)

さしあたり停止した。本件異議手続では、UPC協定がEU法に違反すること、ドイツ連邦議会による承認が憲法上の特別多数決議の要件に違反すること、UPC裁判官の地位が裁判官の独立や法治国原理に適さないこと、UPC手続規則に関する委任立法が不十分であること等、UPCの立法過程に関連する多くの事項について憲法違反が主張されている。本件異議手続とは別に、欧州特許庁の最終決定に対する憲法異議が数件申立てられ数年前から連邦憲法裁判所に係属しているが、同裁判所は、これらの手続で異議事項となっている欧州特許庁(EPO)審判部の構造や組織体制について判断をしない限り、欧州特許条約(EPC)を前提とするUPC協定に関する本件の憲法審査には進みにくいものと思われる。また、本件ではEU法違反が主張されているため、連邦憲法裁判所は、EU法関連の質問事項をEU司法裁判所に付託し同裁判所の先行裁定を求める可能性があり、さらに本件全体の審査結果によっては口頭弁論を開く可能性すらある。

そのため、ドイツの批准手続の進展は今のところ予測しがたい。

1.2 EU離脱後の英国の扱い

ドイツにおける前述の状況に加え、英国のEU離脱の扱いも今のところ明らかになっていない。すなわち、現行のUPC協定はEU加盟国の参加を規定しているため、英国をEU離脱後にも参加させるためには、UPC協定をEU非加盟国の参加を許す内容に変更するか、あるいは、非加盟国の参加を認めない場合には少なくともEUからの離脱を許容する内容に変更する必要がある。UPC協定の参加国がこのような変更の合意にいたらない場合には、UPCが英国なしで開始する可能性や、その開始が見送られる可能性すらもちろんある。

1.3 コメント

以上、UPCの先行きは依然として不透明であるが、UPC協定がスタートした場合には少なくとも十数カ国の参加加盟国における特許訴訟プラクティスが大きく変わることから、今後の進展を注視していく必要がある。

2. 査察手続について

特許権者が侵害の立証に必要な証拠を一般市場等において収集できない状況において、ドイツの特許権者は訴訟を提起する前に査察制度を活用する場合がある。特許権者が査察を申立て、裁判所が侵害行為の蓋然性、査察の必要性・相当性等を認めた場合、裁判所により選任された鑑定人が被疑侵害者の工場や事務所で被疑侵害品を査察し、その場で侵害行為の確認を行うことができる。査察は通常、被疑侵害者の事前の審尋なく実行されるため、被疑侵害者への多大な不利益を懸念する声がしばしば見受けられるが、被疑侵害者の営業秘密は査察手続の一連の流れの中で考慮されているので、当事者間の均衡は図られているものといえる。「デュッセルドルフ手続」と称されるこの査察手続の流れは、それを承認した連邦通常裁判所電気アーケレーシング事件決定¹と合わせて、今日の特許権行使のプラクティスの基盤となっているので、以下にて営業秘密の保護の要請に着目しながら検討する。

2.1 査察手続における秘密保護措置

査察手続の流れは、法律等に明確に規定されているわけではなく、ドイツの特許裁判の実務に基づくものである。当初デュッセルドルフの裁判所が導入したため「デュッセルドルフ手続」と称されているが、今やドイツ全国の特許裁判所がそれを活用するにいたっている。その査察手続は、①裁判所の査察命令、②査察及び裁判所の命令の執行、③申立人に対する鑑定書の開示、の3段階に分けて進められ、裁判所はその各段階において被疑侵害者の営業秘密に配慮した措置を採り、とりわけ③の段階では、申立人本人に対する鑑定書の開示の適否が詳細に争われる傾向がある。

－ 段階①②

段階①の査察命令は、侵害行為の蓋然性、査察の必要性相当性が認められた場合、独立証拠調べ手続(民事訴訟法485条以下)と仮処分手続(民事訴訟法935条以下)に関する一般的な規定に基づいて発令される。裁判所はかかる査察命令で、侵害の存否の鑑定に要する査察事項を定めた上で、鑑定人(主に当該分野を専門とする弁理士)を選任し、その鑑定人に査察の際に得た知識について秘密を保持することや申立人本人と直接連絡を取ら

ないことを命じる。また、裁判所は一般的に、申立人代理人の弁護士・弁理士が鑑定の際に立ち会うことも許可するが、鑑定人と同様、査察において得た知識については秘密を保持することを命じ、段階③において別段の決定をしない限り、申立人本人とその従業員との関係において秘密保持義務を負うものとする。

このように「デュッセルドルフ手続」による査察においては、鑑定人や申立人代理人が関わるが、申立人本人の参加は段階①②では想定されていない。また、裁判所が段階③で別段の決定をしない限り、申立人本人は査察の結果や鑑定人の鑑定報告の内容を知ることができない。一方、申立人代理人は相談者・申立人との関係において厳格な秘密保持義務が課されている。そのため、代理人としての職務の遂行に困難が生じかねないが、連邦通常裁判所は後述する電気アー克雷ッシング事件において申立人本人の意向を優先すべきものとしている。

－ 段階③

裁判所は段階③において、営業秘密保護と侵害立証の必要性を比較衡量した上で、申立人本人への鑑定書の開示について判断する。すなわち、裁判所はまず、査察結果を踏まえた鑑定人の報告書を被疑侵害者に送付した上で、営業秘密の観点から非開示とする必要性について意見を述べることを求める。被疑侵害者が営業秘密が含まれるものと主張した場合、裁判所は次に、申立人代理人にマスキング箇所について反論し、申立人本人への開示を求める意見を述べる機会を与える。両側の意見を受け、裁判所はまず報告書そのものを営業秘密として保護すべきか否かを判断し、後者の場合には侵害の成否を問わず報告書をそのまま開示する。一方、営業秘密性が認められる場合には、マスキングによる対応の可否を検討し、それが可能な場合にはマスキング済みの鑑定書を申立人へ開示する。一方、マスキングによる対応が不可能な場合、裁判所は特許権侵害の疑義を判断し、その存否に従って申立人本人への報告書開示を決する。

なお、申立人と被疑侵害者は、前述の開示・非

開示決定に対し即時抗告や法律抗告等の不服を申立てることができる。かかる不服申立手続が係属している限り、開示・非開示決定は確定せず、鑑定人の報告書が申立人本人に開示されることはない。そのため、段階③の手続が完結し鑑定書が開示されるまで数ヶ月間要するのが一般的である。

2.2 電気アー克雷ッシング事件決定

前述の「デュッセルドルフ手続」による査察手続は、ドイツ各地の裁判所により当然に認められてきたわけではない。とりわけミュンヘンの裁判所は電気アー克雷ッシング事件で、上記段階①②において申立人本人の関与がなく、また、その代理人が秘密保持義務を負う点につき批判的な判断を行った。しかし、連邦通常裁判所はかかる判断を覆した上でデュッセルドルフ手続を承認するにいたっている。

－ 事案

特許権者は、その方法の特許が侵害されている疑いがあるものとして、2007年にミュンヘン地方裁判所に査察と独立証拠調べ手続による鑑定書の作成を申立てたところ、同裁判所はかかる申立を認容した。鑑定人は査察を実行したが、特許の侵害要件が充足されていないとの結論に至り、相手方は報告書に営業秘密が含まれているものとしてそれを非開示することを求めた。ミュンヘンの地方裁判所と上級地方裁判所はいずれも、申立人代理人が申立人本人との関係において秘密保持義務を負うかを問わず、鑑定書の開示を不許可とした。

とりわけミュンヘン上級地方裁判所は、申立人の審問の権利が申立人本人に帰することから、査察結果を踏まえた鑑定書を申立人代理人に対して開示する一方、それを申立人本人に対して開示しない手続はかかる権利に反するものと判断した。また、申立人が審問の権利を（部分的に）放棄しているとの解釈は認められず、とくに申立人が打ち合わせにおいて鑑定対象の方法やその技術的な周辺事情を推測できることからすると、前述の手続は被疑侵害者の営業秘密を保護する正当な利益を害するものとした。原審はさらに、申立人の意向が変わり、鑑定書を閲覧する権利の放棄を撤回

する可能性があることを考慮している。そしてまた、開示に関する手続が事後的 (段階③) に行われたのでは不十分とした。

－ 決定の要旨

連邦通常裁判所は前述の判断を覆し、鑑定報告書を申立人代理人に開示するよう命じた。

本決定は、権利者たる申立人が鑑定書の開示を段階①②にて申立人代理人への開示に限定し、代理人に秘密保持義務を負わせることにより、被疑侵害者の営業秘密を保護する要請に適合できるものとし、デュッセルドルフ手続を承認している。すなわち、代理人は司法制度における独立した機関として見ることができ、申立人との関係においてはそれとして秘密保持義務を負うことを期待でき、しかも、代理人の秘密保持義務は刑罰規定によっても保障されているものとしている。また、申立人は、代理人が秘密保持義務を負うことを承知の上で、その義務を含む査察命令を申立てており、自ら判断を行っている。それに加え、申立人が鑑定報告書の閲覧を事後的に (段階③で) 申請できることを鑑みると、一時的な秘密保持義務は暫定的な措置にすぎないことも考慮すべきものとしている。したがって、代理人は申立人利益と相反する行為を行っておらず、裁判所により一定の制約が課されているものの、本人の利益のために活動しているものと考えられている。さらに、独立証拠調べ手続では本訴の争点が審理されているわけではないことを合わせて考慮すると、申立人に帰する審問の権利の侵害は存しないものと判断された。

2.3 コメント

以上、査察手続は一般的にデュッセルドルフ手続によって実行されており、上記連邦通常裁判所決定はかかる手続を承認している。申立人は、査察命令を申立てるにあたって、鑑定報告書の開示をとりあえず申立人代理人への開示に限定し、自ら代理人に秘密保持義務を負わせることを申請する。一方、申立人本人への鑑定報告書の開示の可否は、営業秘密の保護の観点から行う事後的な判断に委ねられる。このような段取りが、現在の特許権行使のプラクティスの基盤となっており、全

体的には当事者間の均衡が図られているものといえる。

なお、査察命令では、通常、相手方の事前の審尋を経ずに査察を実行することが定められる。被疑侵害者は裁判所に保護書面を事前に提出することにより、査察命令が口頭弁論なく発令されるリスクを軽減できるが、段階①②においてとり得る対抗手段はさほど多くない。査察は通常、その開始時から2時間見合わせる事が義務付けられており、被疑侵害者はその間、自己の代理人に知らせ助言を受けることができる。鑑定人の同行者の確認、査察対象のもの・場所の確認、持ち物の確認等、迅速な対応が求められる。

3. 仮処分について

欧州各国における仮処分手続を比較した場合、ドイツにおける仮処分は口頭弁論を開かず申立から数日以内に命じられることもあり、有用な制度である。もっとも、仮処分に関する裁判は上告できないため、連邦通常裁判所による統一的な解釈が保障されておらず、とりわけ特許の有効性と緊急性の要件の解釈には「地域色」が見受けられる。以下にて近時の判決と合わせて検討する。

3.1 「保障されている」特許の有効性

特許権に基づく仮処分の場合には、特許の有効性が「保障されている」必要があり、特許権者がそれを疎明する必要があるものと解されているが、かかる要件の解釈は裁判所によって異なる。例えば、デュッセルドルフの裁判所は、有効性に関する手続において事前に判断がなされたことに着目する。すなわち、仮処分は原則として、特許の有効性に関する対審の手続 (欧州特許庁又は国内の異議手続や無効訴訟) を経た場合においてのみ発令できると解する²。対審の手続においては先行技術につき十分な調査・分析が行われている推定が働くからである。一方、ミュンヘンの裁判所は、対審的手続を必ずしも求めておらず、特許の有効性の蓋然性が高いと判断できる場合にはその有効性が十分に保障されているものとの解釈を行っている³。また、マンハイムの裁判所は、仮処分に関して全般的に消極的であり、有効性判断を迅速な本案手続に委ねる傾向が見受けられる。

もっとも、デュッセルドルフの裁判所も上記準則からの例外を認めており、特許の有効性に関する対審的手続を経していない場合であっても、一定の条件の下、仮処分を発令できるものとしている。例えば、有効性に関する相手方の主張が失当である場合や、相手方等がすでに特許付与手続に関与し主張を行っていた場合には、対審的手続を別途経る必要性は低いものとされる。また、特許の有効性が一般的に認められ、故に無効手続が行われていない場合にも、特許の有効性が間接的事項により保障されているものと解することができる。近時の判決では、存続期間の満了の直前に仮処分が申立てられ、満了までの有効性判断が期待できず、長期にわたり有効性が争われていない等の間接的事項を踏まえて、有効性が認められている⁴。

さらに、デュッセルドルフの裁判所は、権利者において著しい損害が生じるおそれがあり、対審的手続の完結を待つことが不相当である場合にも、対審的手続を経っていないにもかかわらず仮処分を発令する場合がある。かかる例外事由は、後発医薬品メーカーによる侵害行為に対して用いられることが多いが⁵、このような典型事例への適用に限られているわけではない。例えば、バイオ後続品が市場に参入した場合、後発医薬品と同様、先行医薬品の価格の下落に伴い著しい損害が生じるおそれがあるので、バイオ後続品メーカーによる侵害行為についても対審的手続を求めず、仮処分を発令することが検討されている。

3.2 緊急性

仮処分が発令されるためには、緊急性が認められる必要がある。緊急性は、権利行使を迅速に進めるべく申立人が最善を尽くしていた場合に認められる。かかる要件は、申立人の権利行使の態度姿勢を評価するものであるため、特定の期間が定められているわけではなく、その解釈も柔軟に行われている。ただ、一般的には、権利者が侵害を根拠付ける事実を認識してから1ヶ月以内に仮処分を申立てた場合は、緊急性に関してさらなる主張を行うことは不要とされる。

また、上記の有効性要件との関係で、デュッセルドルフの裁判所では対審的手続を事前に経るこ

とが求められるため、異議や無効訴訟等の結果を待つことが緊急性を否定する事情にあたることはない⁶。それよりも、前述の手続において有効性判断が行われた時点で、緊急性の「期間」が新たに開始するものと解される。場合によっては、判決・決定の理由や上訴審判断を待つことも許されることがあろうが、緊急性は個別具体的に判断されるため慎重を要する。なお、デュッセルドルフの裁判所との関係で適用されている上記論理は、「保障されている」有効性を必要とする他の裁判所でも適用するものとされる。

3.3 コメント

権利者が仮処分を視野に入れている場合、緊急性要件に注意を払い、準備を早期に開始することを要する。有効性要件の扱いは裁判所によって異なるので、慎重な検討を要する。

4. 特許製品の部品のリサイクルと特許権の消尽について

特許権者が特許製品を販売した場合、又は、特許権者の承諾により第三者が販売を行った場合、当該製品にかかる特許権は消尽し、その行使は不可能となる。この消尽理論は、当該製品をその用途どおりに使用する行為やそれを修復する行為を包含する一方で、新たな生産とみられる行為まで許容するものではない。連邦通常裁判所はドラムユニット事件判決⁷で、多数の部品から成る複合製品の一部品をリサイクルする行為につき新たな判断を示しているの

4.1 事案

本件特許は、プロセスカートリッジとその中に設けられるドラムユニットに関する欧州特許のドイツ指定部分である。原告は、ドラムユニットに関する請求項1を主張したが、プロセスカートリッジに関する請求項25は主張に含まれなかった。プロセスカートリッジやドラムユニットは従来技術にすぎず、発明の本質はプリンターの駆動軸と係合するドラムユニットの傾動可能なカップリング機構にある。それはプロセスカートリッジの着脱の際に駆動軸の水平方向の移動を不要とする効果を有するものである。

原告はプリンターやコピー機のためのプロセスカートリッジを生産販売するが、請求項1にかかるドラムユニットの販売は行っていない。

被告は、使用済みのプロセスカートリッジのリサイクルを業とする。リサイクルの際、原告により販売されたカートリッジを分解し、消耗した感光体ドラムやフランジを交換し、カップリング機構等元の部品と組み合わせ、そのカートリッジを販売する。被告は、本件特許権の消尽を主張した。

一審と原審はともに、特許権の消尽を認めず、被告の上記リサイクル行為をドラムユニットの新たな生産行為とし、侵害を認定した。

4.2 判旨

本判決は、感光体ドラムとフランジを交換する被告行為につきドラムユニットのメンテナンス行為とし、特許権の消尽を認めて侵害を否定した。

本判決は、まず、本件の特殊性により、従来の判例の規範をそのまま適用しえないものとした。すなわち、従来の判例は、需要者の理解を一次的基準とし、需要者が当該部品を消費した場合に特許製品の経済的価値が失われるものと判断する場合を除き、当該部品の交換を特許製品の用途どおりの使用とし、特許権の消尽を認めていた⁸。しかしながら、販売対象となっているのが特許製品（ドラムユニット）ではなく、多数の部品から成る複合製品（プロセスカートリッジ）である場合、とりわけ特許製品が複合製品に内在する場合には、需要者による交換部品に関する認識が想定しがたく、需要者の理解を基準とすることはできない。

そこで、本判決は、当該製品の用途どおりの使用と新たな生産の区別は、交換する部品において特許発明の技術的効果が実現されているか否かにより行うべきものとしている。つまり、交換部品を販売された複合製品と対比するのではなく、それを特許発明と対比し、特許発明の技術的効果が交換部品において実現されているか否かにより決すべきものとしている。そのような技術的効果の実現は、交換部品と何らかの機能的関連性があれば認められるわけではない。そのため、ドラムユニットとカップリング機構が相互作用する場合であっても、特許発明が感光体ドラムとフランジを

単なる客体とし、その技術的効果が他の部品において実現されていると解される場合には、新たな生産に該当しないものとした。

本件では、ドラムユニットとフランジは従来技術であり、特許発明によっても感光体ドラムの特徴、機能、耐用年数が変わらないため、それとは異なる部分において特許発明の技術的効果が実現されているものとした。そのため、感光体ドラムとフランジを交換する被告のリサイクル行為は新たな生産に該当せず、ドラムユニットのメンテナンス行為にすぎない。特許権の消尽が認められる以上、特許権侵害は否定された。

4.3 コメント

判例は従来から、①需要者の理解を一次的な基準とし、需要者が当該部品を消費した場合に特許製品の経済的価値が失われるものと判断する場合を除き、当該部品の交換を原則として特許製品の用途どおりの使用とし、特許権の消尽を認めていた⁹。また、当該部品の交換行為を前述の観点から許容する場合であっても、②交換部品において特許発明の技術的効果が実現されている場合には、例外的に当該行為を新たな生産とし、特許権侵害を肯定していた。

この点、原告は従来どおりに規範①を用いながらも、交換部品の価値や規模、代替の困難等を考慮し、交換部品に関する需要者の理解を犠牲して解釈すべきものと主張していた。しかしながら、本件ドラムユニットのような未販売製品については、需要者の交換部品の認識が想定できない。しかも、特許権者は請求項を細かく記載し、特許発明の比較的小さい部分と経済的価値を有する交換部品を組み合わせることにより、当該部品のリサイクルにつき新たな生産が認定されやすい状況を作出することができる。そのため、特許権者の意思により、交換部品のリサイクルの阻止が容易に可能になる。

本判決は、規範①に関連する前述の解釈を否定している。当該製品の用途どおりの使用と新たな生産を区別するには、交換される部品において特許発明の技術的効果が実現されているか否かを判断し、規範②のみをもって決すべきものとしてい

る。リサイクル行為の許否が請求項の記載方法によって左右されず、また、間接侵害と同様の判断方法が用いられる以上、当事者間の均衡を図る妥当な解決法であり、交換部品に関する事例に幅広く適用される可能性がある。

5. リコール請求権について

被告は、特許侵害訴訟の一審で敗訴し侵害品のリコールを命じられたが、特許の技術範囲に属しない回避技術を用いることができた。そこで、侵害品と引き替えに回避技術を含む代替品を顧客に提供できる場合には、販売価格を返還した上で侵害品を取り戻す内容のリコールは不当であるとし、デュッセルドルフ上級地方裁判所に控訴した。同裁判所は、回避技術を外し侵害品に戻すおそれがない限り、リコールは回避技術を含む代替品の提供により行われるべきものとし、被告の主張を認めた¹⁰。

侵害者が違法に獲得した顧客層をそのまま維持できることを懸念する意見が見受けられるが、リコール請求権は本件の侵害品を市場から排除することを目的としているので、妥当な判断である。本件は上告されず確定している。

6. 警告状の注意点について

連邦通常裁判所は、違法な警告状の要件である過失を認定するにあたって、自社の先行意匠を認識することができたこと、また、販売業者に対する警告状はそのインパクトが強いことから慎重を要すること、を考慮すべきものとした¹¹。販売業者に対する警告状は、製造者に対する警告状への対応がなかった場合、または、それが不当である場合、かつ、法的状況の慎重な検討を行い請求権が存すると信じることが正当な場合に許容される。本件は、意匠と不正競争防止法に関する事件であるが、特許と実用新案の分野にも少なからず適用されるだろう。警告状を送る際には一段と慎重な対応を要する。

7. 国内侵害行為について

被告は、ドイツ国外から自社のウェブサイトで侵害品を販売していた。連邦通常裁判所は、被告のインターネットにおける提供等の行為につき、従来どおり、ドイツ国内と十分な程度の経済的関連性が認

められる場合には、国内侵害行為として責任が生ずるものとした¹²。また、その関連性はウェブサイトがメタタグが付されただけでは認められないが、サイトの運営者がそれをコントロールでき、メタタグがドイツ国内でのアクセスを改善する効果を有する場合には認められる可能性があると判断した。そのため、国内侵害行為の立証にメタタグを用いる場合がある。

¹ 連邦通常裁判所2009年11月16日電気アーレーシング事件決定-X ZB 37/08

² デュッセルドルフ上級地方裁判所2010年4月29日尿路カテーテルセット事件判決-I-2 U 126/09、同裁判所2017年8月31日判決-I-2 U 6/17

³ ミュンヘン上級地方裁判所2017年5月18日ペメトレクセット事件判決-6U 3039/16

⁴ デュッセルドルフ上級地方裁判所2018年1月11日判決-I-15 U 66/17

⁵ デュッセルドルフ上級地方裁判所2013年1月13日判決-I-2 U 87/12

⁶ デュッセルドルフ上級地方裁判所2016年1月21日判決-I-2 U 48/15

^{7,8} 連邦通常裁判所2017年10月24日ドラムユニット事件判決-X ZR 55/16

⁹ 連邦通常裁判所2012年7月17日判決-X ZR 97/11

¹⁰ デュッセルドルフ上級地方裁判所2018年7月19日判決-I-15 U 43/15

¹¹ 連邦通常裁判所2018年1月11日判決-I ZR 187/16

¹² 連邦通常裁判所2017年11月9日判決-I ZR 124/16



バックナンバー 検索・閲覧サービス

創刊号から56年分の特許ニュースを
デジタル版で検索・閲覧できます!

どなたでも

無料トライアル 受付中!!



トライアル受付は、下記 URL、
メールまたはQRコードから

URL <https://goo.gl/UgGGux>
メール tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp



トライアル期間:2週間お試し

※過去5年分の検索・閲覧となります。

* 135-0004
* 東京都江東区森下3-1 2-5
* 丸の内
* 株
* IT
* 東
*
12345678 特許ニュース

**新聞の帯からでも
お申込みできます!**

特許ニュースバックナンバー検索・閲覧サービス
無料トライアルお申込みは下記URLまたはQRコードから
<https://goo.gl/UgGGux>



バックナンバー検索・閲覧サービスの特徴

1

多くのバックナンバーの保管場
所や管理の煩雑さを解消!

2

いつでもどこでも特許ニュース
が検索・閲覧できます!

3

知財判例・解説等、過去の記事
を日付やキーワードで検索

本申込みについて

<サービス利用料>

通常 **48,000円** / 年(税別)



特許ニュースご購入者

36,000円 / 年(税別)

<お申込み方法>

下記URL、メールまたはQRコードから

URL <https://goo.gl/qJi2yU>
メール tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

※当サービスは、請求書またはクレジットカードで
お支払いいただけます。

お問い合わせは下記 URL、メールまたはQRコードから
<https://goo.gl/wQm8uM>
tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

